

**刑 法** (配点 60 点)**【問題】**

以下の事例において、3 以降の事実における甲女及び乙の罪責を論ぜよ（ただし、特別法違反の点は除く）。

- 1 甲女（52 歳女性）はシングルマザーとして、その長男 V（25 歳男性）、次男乙（20 歳男性）、長女 A 子（16 歳女性）を育てており、4 名は六畳間一室、四畳半間一室の 2 K のアパートに同居をしていた。
- 2 V は、16 歳から 17 歳頃にいわゆるシンナー吸引や暴走族に加わるなどといった非行歴があつて、警察に補導されたり家庭裁判所で少年審判を受けたりしたこともあつたが、高校を中退後、飲食店に勤めるようになってからは、定時に出勤してきちんと帰宅し、貰った給料で家計を助けるようになっていた。もともと、V は、20 歳頃から、外で飲酒して酩酊したあげく、人が変わったような状態になって、帰宅後に大声を出して暴れ、甲女をはじめとする家族らに対し、殴ったり蹴ったりといった暴力を振るって負傷させたり、家具などをたたき壊すなどの粗暴な行動に出る一方、朝になって、暴れた際の状況を全く覚えていないということが、何度かあつた。V は家族の中でも腕力が強かつたので、V が酒に酔って粗暴な行動に出た場合、甲女は乙を助けに呼び、しばしば甲女及び乙の二人がかりで V の体を布団の上などに押さえつけ、V が疲れて暴れるのを止めたり、そのまま眠ってしまうまで押さえ続け、時には暴れる V の足などにガムテープを巻きつけて緊縛したりするというようなことまでして、これに対処していたが、途中で押さえつけている力を緩めると V が再び暴れ出すことから、その体を押さえている時間が相当長時間にわたることもあるということが続いていた。
- 3 平成 28 年 7 月 9 日午前 1 時頃、V は、勤めていた飲食店での仕事を終えた後、仕事仲間と一緒に雑居ビル内にある居酒屋店で生ビール中ジョッキ 1 杯、ウーロンハイ 3 杯、ウイスキーのロック 3 杯くらいを飲み、さらに、同雑居ビル内の別のバーに赴いて、ウイスキーのロックをダブルで 3 杯ほど飲んだ後、同日午前 5 時 45 分頃にそのバーを出て、そのまま歩いて帰途に就いたが、その頃には、かなりの酩酊状態に陥っており、同雑居ビルのエレベーターを何度も蹴飛ばして、店員といさかいを起こすなどしていた。
- 4 一方甲女は、同日午前 3 時頃、仕事を終えてアパートに帰宅し、午前 4 時 30 分頃にはアパート居室内の六畳間に敷いた布団で就寝した。また、乙と A 子は、いずれもその前日の夜遅くに帰宅した後、同日の午前 4 時頃までには、それぞれ四畳半間に並べて敷いた布団で就寝していた。
- 5 V は、同日午前 6 時過ぎにアパートに帰宅したが、帰宅するやいなや四畳半間に赴いて、眠っていた乙に対し、「起きろ、起きろ。」と大声で呼びかけたものの、乙が起きようとしなかったことから、「この野郎。」とか、「お前の好きなゲームじゃ世の中生きられぬ

えんだ。」などと怒鳴りつけながら、うつぶせに寝ていた乙の体の上に馬乗りになって、一方的に、その後頭部や背中辺りを手拳で何度も殴りつけ始めた。その間、その横で寝ていたA子は、目を覚ましたものの、恐怖心もあって、Vを制止するような行動にまでは出なかった。また、隣の六畳間で寝ていた甲女は騒ぎを聞きつけて起き出し、四畳半間をのぞいて、Vに対し、早く寝るように言っていたしなめるなどした。ところが、Vは、「うるせえ、ばばあ。」などと甲女に罵声を浴びせかけるや、直ちに四畳半間を出て、六畳間に戻った甲女に向かって行った。

6 一方、乙は、すぐに四畳半間を出てVを追いかけ、廊下辺りでVの背後から抱きつかうとして、逆にVに蹴られてその場に尻餅をついた。次いで、乙は、なおも六畳間に入って甲女に殴りかかろうとするVを、背後から羽交い締めにしたものの、Vが頭を後方に振って乙に頭突きをしようとしたため、その手を放したところ、Vが体勢を崩し、六畳間の電気カーペットの上に並んで敷かれた2組の布団の隙間辺りに顔をつける形で、うつぶせに倒れ込んだ。

7 そこで、甲女は、いつものように倒れ込んで起き上がろうとするVの右腰付近から、Vの臀部辺りを両手で押さえつけ、後には右手でVの右腕をも押さえついたりした。また、乙も、甲女がVを押さえつけたのを見て甲女の意図を察し、Vの左脇付近から、Vの左腕辺りを左手で、Vの頸部を右手でそれぞれ押さえつけた。なお、この際、甲女及び乙はVに対する殺意はなく、ただVがこれ以上暴れ出さないようにVの体を強く押さえつけなければいけないとの認識のみであった。また、乙は、右手でVの頸部を掴み、全体重をかけて強く押さえつけていることや、Vがうつぶせの状態でもVの呼吸を塞ぐような形になっているといった認識はあったが、甲女は自分がVを押さえつけるのに必死で、乙がVの体のどの部分を押さえつけていたかについてはよく見ていなかった。

8 これに対し、うつぶせに倒れた状態のVは、甲女及び乙から体を押さえつけられるなどしても、しばらくは、両足を激しくばたつかせたり、膝を立てて起き上がろうとしたりするなどしていた。そのため、甲女及び乙は、前記7の状態のままでVを押さえ続け、5分から10分くらい経過してVがおとなしくなったと見定められるに及んで、ようやくVを押さえていた手を放した。

9 同日午前6時20分頃、甲女は、Vが動かなくなったことを見て、乙に対し「四畳半間にいるA子の様子を確認してくるから、もしVがまた動き出したら押さえつけておいて」と告げて四畳半間に向かった。乙は、うつぶせに倒れて動かなくなっているVを見張っていたが、だんだんと「兄貴が酒乱なせいで、俺たち家族がみんな迷惑している」と憤慨するに至り、六畳間に置いてあった500ミリリットルの緑茶の入ったペットボトルを掴むと、Vの背後に向かって数回ペットボトルを振り下ろしたり、Vの背部を脚で踏みつけたりして、Vの背部及び腰部に打撲傷を負わせた。なお、この際も乙はVに対する殺意はなかった。

10 その後、甲女が再び六畳間に戻ってくると、甲女及び乙は、動かなくなったVの

左右の腕をなおも押さえながら、V を挟んで両側に横臥する形でそのまま六畳間において就寝したが、V は、乙に後傾部を強く押さえつけられたことによる、急性呼吸循環不全の状態となっており、同日午前 7 時に呼吸循環不全が原因で死亡した。